



2024年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 角井 亮一  
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 堀池 康夫  
(TEL. 03-3518-5460)

### 訴訟の提起及び当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。また、当社に対して下記のとおり訴訟を提起されましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当社が提起した訴訟

##### (1) 訴訟を提起した裁判所及び年月日

- ① 裁判所 : 東京地方裁判所
- ② 訴訟年月日 : 2024年11月13日

##### (2) 訴訟を提起した相手（被告）

- ① 氏名 : 笹尾 隆
- ② 住所 : 埼玉県さいたま市北区
  
- ① 名称 : 株式会社M&A総研ホールディングス
- ② 所在地 : 東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
- ③ 代表者 : 代表取締役社長 佐上 峻作

##### (3) 訴訟の内容

- ① 内容 : 不法行為に基づく損害賠償請求等
- ② 請求額 : 317,300,000円

#### 2. 当社に対する訴訟の提起

##### (1) 訴訟を提起された裁判所及び年月日

- ① 裁判所 : 東京地方裁判所
- ② 訴訟年月日 : 2024年7月12日（訴状送達日：2024年8月27日）

##### (2) 訴訟を提起した者（原告）

- ① 氏名 : 笹尾 隆
- ② 住所 : 埼玉県さいたま市北区

##### (3) 訴訟の内容

- ① 内容 : 名誉棄損に基づく損害賠償請求
- ② 請求額 : 2,000,000円

- ③ その他の： 2024年5月15日付「連結子会社の異動（予定）に関するお知らせ」及び2024年6月19日付「連結子会社の異動に関するお知らせ」が事実と異なる開示内容であったことを訂正する謝罪文を、適時開示情報伝達システムにおいて掲載すること

### 3. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、株式会社M&A総研ホールディングス（以下、「M&A総研」といいます。）から提供を受けた株式会社アビスジャパン（以下、「アビスジャパン」といいます。）の企業情報に基づき、同社の代表取締役である笹尾隆氏より（以下、「笹尾氏」といいます。）、アビスジャパンの全株式を取得することを決定しましたが、2024年3月期の決算作業の過程において、暫定的な処理をしていたアビスジャパンの期首残高に重要な会計上の修正すべき事項があることが判明いたしました。当社としましてはこれら一連の事実に関して、

- ・アビスジャパンに関する重要な会計上の修正すべき事項は、2023年9月29日株式譲渡契約における笹尾氏の明確な表明保証違反に該当し、当社に対し不法行為責任等を負うものである
- ・M&A総研は仲介者としての注意義務に違反したものであり、当社に対し不法行為責任等を負うものである

と判断しており、笹尾氏及びM&A総研の両名に対して、これにより生じた損害の賠償ないし不当利得の返還を請求する訴訟を提起するに至りました。

一方、当社は、2024年6月19日付「連結子会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、アビスジャパンの全株式を保有していた当社の連結子会社であった株式会社EL first（以下、「EL first」といいます。）の全株式を譲渡することにより、EL first及びアビスジャパンを連結範囲から除外することとし、その旨の適時開示を行いました。これに対し、笹尾氏は、当社が当該適時開示に虚偽の記載を行ったなどと主張して、当社に対して損害賠償請求訴訟を提起しました。

笹尾氏の請求内容は「2. 当社に対する訴訟の提起 （3）訴訟の内容」に記載のとおり、2024年5月15日付「連結子会社の異動（予定）に関するお知らせ」及び2024年6月19日付「連結子会社の異動に関するお知らせ」の適時開示の内容が虚偽であり、名誉毀損が成立するとして、損害賠償請求並びに当該適時開示の訂正及び謝罪を求めるものであります。

これに対して、当社は、当社の適時開示は笹尾氏の名誉を毀損するものではなく、また、①2024年3月期の決算作業の過程において、暫定的な処理をしていたアビスジャパンの期首残高に重要な会計上の修正すべき事項が判明したこと及び②株式譲渡契約上の重要な表明保証違反があったことは真実であることから、当社の適時開示の記載には違法性等もなく、笹尾氏が主張する名誉毀損が成立する余地はないと判断しております。

当社といたしましては、今後の訴訟の過程で当社主張の正当性を明らかにしていく所存です。

### 4. 今後の見通し

当社といたしましては、今回提起した訴訟の経過等については、今後必要に応じて開示していく予定であるとともに、当社に対して提起された訴訟に関しては、適切に対処してまいります。今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上